

御所市学校給食センター
調理・配送業務委託

募集要項

令和7年4月

御所市教育委員会

御所市学校給食センター調理・配送業務委託募集要項

第1 募集要項等の定義

御所市（以下「市」という。）では、学校給食を実施している御所市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の調理・配送業務を令和7年度8月から民間委託する事業者の選定に当たり、民間事業者の技術力や専門性を活用することにより、学校給食調理・配送業務の安全性及び効率性を確保するため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用する。

この募集要項は、調理・配送業務委託に係る募集に関して必要な事項を定めたものである。

なお、本募集要項に併せて配布する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

仕様書：市が民間事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

関係資料：学校調理数及び配送校数、業務区分、費用の負担区分

第2 事業の概要

1 事業の名称：御所市学校給食センター給食調理・配送業務委託

2 対象施設

別紙仕様書のとおり

3 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

4 業務委託期間

令和7年8月1日から令和10年7月31日までの3年間

5 委託料の上限額（消費税及び地方消費税を除く。）

（令和7年8月1日から令和10年7月31日まで）

176,624,000円

【内訳：年次別委託料の上限額】

令和7年度 35,912,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

令和8年度 59,124,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

令和9年度 60,216,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

令和10年度 21,372,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

5 受託者決定方式

公募型企画提案方式（プロポーザル方式）による。

6 調理食数

別紙仕様書のとおり

第3 応募事業者の条件等

1 応募資格

（1）応募事業者資格要件

次の要件をすべて満たしていること。

ア. 本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

イ. 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業許可を有すること。

ウ. 文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、受託業務を遂行できること。

エ. 学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食に必要な施設等で、1日当たり1,000食以上の調理業務を行っていること。かつ、平成18年4月1日以降に3年以上の業務履行実績があること。

- オ. 公告日現在において、奈良県、または隣接する府県内で本社、支社、営業所等を有すること。
- カ. 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- キ. 令和7年度御所市業務委託入札等参加資格を有していること。
- ク. 奈良県及び御所市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

(2) 応募事業者の制限

- 次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできない。
- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ. この公告の日から審査完了の日までの間に、本市入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止措置を受けている者
 - ウ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者
 - エ. 国税及び地方税を滞納している者
 - オ. 平成29年4月1日以降に、学校給食業務又は大量調理施設において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けた者
 - カ. 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して3年を経過していない者
 - キ. 御所市暴力団排除条例に基づく暴力団である者又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年間を経過していない者及びその統制下にある者が含まれている者
尚、契約締結時点で、応募事業者資格要件（ア～カ）及び制限（ア～キ）の要件を満たしている履行保証人を確保できること。

(3) 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、御所市学校給食センター調理・配送業務委託プロポーザル参加申込書（以下「参加申込書」という。）の提出日とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

2 応募に関する留意事項

- (1) 応募事業者は、参加申込書の提出をもって、募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- (3) 応募事業者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。
- (4) 提出された書類については、変更できないものとし、返却しない。ただし、本市が必要とする場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容の聞き取りを行うことがある。
- (5) 応募に当たって必要な事項が生じた場合は、応募事業者に改めて通知する。

第4 募集等のスケジュール

募集要項等の公表 令和7年4月25日（金）
募集要項等に関する現地見学会 令和7年5月1日（木）15時30分～16時30分
募集要項等に関する質問の受付期間 令和7年4月28日（月）～令和7年5月7日（水）
募集要項等に関する質問に対する回答 令和7年5月12日（月）
参加申込書及び提案書類等の受付期間 令和7年5月13日（火）～令和7年5月20日（火）
書類審査結果通知 令和7年5月中旬～下旬
選定委員会による提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査） 令和7年5月下旬～6月初旬
提案審査の結果通知 令和7年6月初旬

受託事業者の決定	令和7年6月初旬
引き継ぎ業務開始	令和7年7月上旬～令和7年7月31日（木）
委託開始	令和7年8月1日（金）

1 募集要項等の公表

（1）公表方法

本業務委託に関する募集要項等は、御所市のホームページで公表する。

（2）公表資料

ア．募集要項

イ．仕様書

ウ．様式集

エ．関係資料

オ．受託事業者選定審査基準

※ 上記書類が必要な場合は、各自、御所市のホームページからダウンロードすること。

御所市のホームページアドレス

「<http://www.city.gose.nara.jp/>」

2 募集要項等に関する現地見学会

本募集要項等に関する現地見学会次のとおり開催する。

（1）日時

令和7年5月1日（木）15時30分～16時30分

（2）場所

御所市学校給食センター

（3）留意事項

ア．現地見学会参加希望者は、令和7年4月30日（水）12時までに、法人名又は代表者名、参加者名及び参加人数を御所市学校給食センターへFAX又はEメールにて連絡すること。

FAX 0745-62-0891

Eメールアドレス school-lunch@city.gose.nara.jp

イ．説明会では、原則として募集要項等を配布しないので、各自持参すること。

ウ．参加人数は、1事業者につき2人までとする。

エ．参加者は、最近1か月以内の検便検査結果（検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌）、清潔な衣服（白衣、マスク及び帽子）並びに調理用靴等を用意すること。

オ．見学時は、市の指示に従うこと。

3 募集要項等に関する質問の受付・回答

本募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、市のホームページにおいて回答する。

なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。また、無用な混乱を招く恐れがあるときは、質問に回答しない場合がある。

（1）質問の提出方法

質問書（様式1）に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。

（2）受付期間 令和7年4月28日（月）から令和7年5月7日（水）17時まで

ただし、土日祝等の閉庁日を除く。

（3）回答期日 令和7年5月12日（月）

（4）Eメールアドレス school-lunch@city.gose.nara.jp

質問送付者は、電子メール送信後、電話によりプロポーザル事務局に、メール着信の確認を行うこと。

4 応募書類等の受付、応募資格確認結果通知

(1) 受付日時 令和7年5月13日(火) 8時30分から5月20日(火) 16時まで

(2) 応募に必要な書類

ア. 参加申込書(様式2) 1部

イ. 各種提案書(別紙提出書類一覧表)

ウ. その他提出書類(別紙提出書類一覧表)

(3) 提出先

御所市学校給食センター(住所:御所市東寺田64番地の1)

(4) 提出方法

ア. 参加申込書は直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

イ. 提出書類の書式

(ア) A4判(A3判を折り込んでA4判とすることは可)用紙・縦型・横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。

(イ) 添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じること。

ウ. 提案見積書

(ア) 見積金額欄は、3年間の合計額を記載すること。

(イ) 提案見積書に、詳細な内訳として積算内訳書を添付すること。

(ウ) 提案見積書に記載する委託料の額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

エ. 応募資格確認結果通知

提出された書類等で、応募資格者の条件等の有無を確認して、応募者全員にプロポーザル応募資格確認結果通知書を送付する。

第5 提案書等の審査方法

1 選定委員会の設置

御所市学校給食センター調理・配送業務委託業者選定委員会(以下「業者選定委員会」という。)が選定審査を実施する。

2 審査の方法

(1) 公募型企画提案方式(プロポーザル方式)により選定する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

業者選定委員会は、応募事業者の技術力や専門性等を審査するため、応募事業者資格要件を満たす事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

(3) 提案書の選定方法

業者選定委員会は、提案書に記載された内容等を評価し、別に定める受託事業者選定審査基準に基づき採点し、各委員の得点の合計が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。

(4) 選定結果は、応募事業者全てに通知する。

(5) 契約の締結

市は、優先交渉権者と契約締結交渉を行う。当該交渉が不調のときは、得点の高い応募事業者の順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結する。

(6) 審査の結果、適切な候補事業者がいないときは、「適切な候補事業者なし」とし、再募集することができる。

3 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりとする。

御所市学校給食センター

電話	0 7 4 5－6 2－0 8 7 9
FAX	0 7 4 5－6 2－0 8 9 1
Eメールアドレス	school-lunch@city.gose.nara.jp